

北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会 設置要綱（改正案）

(目的)

第1条 若者や女性、非正規雇用労働者をはじめとする北海道で働く全ての人々の労働環境や待遇の改善等に向け、働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性の活躍推進を含めた雇用環境改善に対する取組の気運の醸成を図ることが必要である。また「働き方改革」は我が国雇用の7割を担う中小企業・小規模事業者において着実に実施されることが必要である。

このため、「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」を改組し、中小企業・小規模事業者におけるこれらの取組が円滑に進むよう、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3に基づき、「北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進協議会は、別紙のとおり、使用者団体、労働組合、金融機関、地方公共団体、国の各員をもって構成する。なお、必要に応じてオブザーバーを置くことができるものとする。

2. 推進協議会の座長は北海道労働局長とする。
3. 座長は、議事その他の会務を総括する。
4. 座長は、必要に応じ推進協議会を招集する。
5. 座長は、必要に応じ協議会構成員に所属する実務担当者による会議を招集する。

(活動事項)

第3条 推進協議会は目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 長時間労働削減・年次有給休暇取得促進等の働き方の見直しに関すること
- (2) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善推進に関すること
- (3) 女性の活躍推進に関すること
- (4) 魅力ある雇用機会の創出に関すること
- (5) 中小企業・小規模事業者への支援に関すること
- (6) その他の第1条の目的に資する事項

(事務局)

第4条 推進協議会の運営に関する事務は、北海道労働局が行うものとする。

(その他)

第5条 これに定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則)

この規約は、平成27年12月24日から施行する。

この規約は、平成28年 8月10日から施行する。

この規約は、平成29年11月 8日から施行する。

この規約は、平成30年10月11日から施行する。

北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議構成員

(敬称略)

No	区分	名称	役職	氏名	備考
1	使用者団体	北海道経済連合会	会長	高橋 賢友	
2		一般社団法人 北海道商工会議所連合会	会頭	岩田 圭剛	
3		北海道商工会連合会	会長	荒尾 孝司	
4		北海道中小企業団体中央会	会長	尾池 一仁	
5	労働組合	日本労働組合総連合会 北海道連合会	会長	出村 良平	
6	金融機関	株式会社北洋銀行	代表取締役頭取	安田 光春	
7		株式会社北海道銀行	代表取締役頭取	笹原 晶博	
8		一般社団法人 北海道信用金庫協会	会長	増田 雅俊	
9	地方公共団体	北海道	知事	高橋 はるみ	
10		札幌市	市長	秋元 克広	
11	国	経済産業省北海道経済産業局	局長	牧野 剛	
12			労働局長	福士 亘	座長
13			総務部長	長 正敏	
14		厚生労働省北海道労働局	雇用環境・均等部長	鈴木 里美	
15			労働基準部長	加藤 博人	
16			職業安定部長	中野 実	
17	オブザーバー	北海道社会保険労務士会	会長	村上 三基夫	
18		北海道税理士会	会長	金坂 和正	
19		北海道産業保健総合支援センター	所長	森 满	
20		北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター	事業責任者	佐藤 栄一	
21		北海道よろづ支援拠点	チーフコーディネーター	中野 貴英	

(参考1)

北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会議 設置要綱

(目的)

第1条 若者や女性、非正規雇用労働者をはじめとする北海道で働く全ての人々の労働環境や待遇の改善等に向け、働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性の活躍推進を含めた雇用環境改善に対する取組の気運の醸成を図ることが必要である。ため、また「働き方改革」は我が国雇用の7割を担う中小企業・小規模事業者において着実に実施されることが必要である。

このため、「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」を改組し、中小企業・小規模事業者におけるこれらの取組が円滑に進むよう、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3に基づき、「北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会議」（以下「推進協議会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進協議会議は、別紙のとおり、使用者団体、労働組合、金融機関、地方公共団体、国の各員をもって構成する。なお、必要に応じてオブザーバーを置くことができるものとする。

2. 推進協議会議の座長は北海道労働局長とする。
3. 座長は、議事その他の会務を総括する。
4. 座長は、必要に応じ推進協議会議を招集する。
5. 座長は、必要に応じ協議会構成員に所属する実務担当者による会議を招集する。

(活動事項)

第3条 推進協議会議は目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 長時間労働削減・年次有給休暇取得促進等の働き方の見直しに関すること
- (2) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善推進に関すること
- (3) 女性の活躍推進に関すること
- (4) 魅力ある雇用機会の創出に関すること
- (5) 中小企業・小規模事業者への支援に関すること。
- (6-5) その他の第1条の目的に資する事項

(事務局)

第4条 推進協議会議の運営に関する事務は、北海道労働局が行うものとする。

(その他)

第5条 これに定めるもののほか、推進協議会議の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則)

この規約は、平成27年12月24日から施行する。

この規約は、平成28年 8月10日から施行する。

この規約は、平成29年11月 8日から施行する。

この規約は、平成30年10月11日から施行する。

(参考2)

【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）】（注）

（中小企業における取組の推進のための関係者間の連携体制の整備）

第十条の三 国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の基本方針において定められた施策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者の間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（注）「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）により、「雇用対策法」の題名を変更したもの。

【働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（平成30年5月25日衆議院厚生労働委員会）】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

五 地域の実情に即した働き方改革を進めるため、新設される規定に基づき、地方公共団体、中小企業団体をはじめとする使用者団体、労働者団体その他の関係者を構成員として設置される協議会その他のこれらの者の間の連携体制の効果的な運用を図ること。その際、いわゆる「地方版政労使会議」など、各地域で積み上げてきた行政と労使の連携の枠組を活用し、働き方改革の実が上がるよう、努めること。